

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成25年6月19日(水曜日)		開 議 午前 10 時 00 分
			閉 議 午前 11 時 00 分
出席委員	福井 菱田 井上 馬場 小島 齊藤 日高 湊		
出席理事者	高屋まちづくり推進部長、古林まちづくり推進部担当部長、森都市計画課長、橋本土木管理課長		
出席事務局	阿久根副課長、三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（福井委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 議案審査

[まちづくり推進部 入室]

（1）第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

<まちづくり推進部長あいさつ>
<土木管理課長、資料に基づき説明>

~ 10:07

[質疑]

<井上委員>

防犯灯は何基設置するのか。

<土木管理課長>

31基の設置を予定している。

<日高委員>

助成を行う団体について再度説明を。

<土木管理課長>

財団法人自治総合センターである。コミュニティ助成事業を各種行っており、防犯灯の設置助成もその対象の一つである。できる限り特定財源を得る中で、今回の補助を受けることになったものである。

<馬場委員>

31基ということは40m間隔で設置されるものと推測する。LEDは照明の拡散が弱いと聞くが、照度は確保されるのか。

<土木管理課長>

市街地等では、通常50m間隔で設置するが、今回の設置箇所の周囲は田畑であり

他の照明がないため、40数m間隔で設置するものである。両端の交差点等では道路照明が設置されているため、その間を結ぶ防犯灯ということで理解願いたい。

<菱田副委員長>

照明により農作物の生育に影響が生じ、収穫期になっても実らない等、農家からクレームがある場合がある。その点を配慮されたい。

<井上委員>

照明点灯のしくみは。

<土木管理課長>

一定の暗さになると自動で点灯する。オン・オフを自動で切り替えるしくみである。

[まちづくり推進部 退室]

~ 10 : 11

4 討論~採決

[討論]

なし

[採決]

第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

挙手全員・可決

[指摘要望事項]

<馬場委員>

質疑の中であった菱田副委員長の指摘に係り、委員長報告において、農作物に支障を来たさないよう配慮されたい旨を指摘要望すべきと考えるが。

<福井委員長>

ご意見を踏まえ、正副委員長で整理してまとめるので一任願う。次回確認願う。

<了>

5 陳情・要望について

(1) 国に対しTPP参加の断念を求める陳情書

<福井委員長>

取り扱いについてご意見を。

<齊藤委員>

参加の断念ということには反対の立場である。農業、医療等、様々な分野において、国の方で課題解決に向けて取り組まれており、その展開に期待するとともに、資源のない日本が世界を相手にしていかなければならないことを踏まえると、根本的なところを論じないと、目先のことでTPP参加断念というのは、日本をより後退させることとなる。陳情の内容を容認できない。

<馬場委員>

陳情の取り扱いとは別に、参考として添付されている意見書は、京都府議会で全会一致で可決された内容である。当委員会でも同様の意見書を提出したいと考えている。安倍政権はTPPに参加し始めた中で、2点の問題点があり、一つは、関税と非関税障壁の撤廃、これは世界でも例のないものでその枠組みの中に踏み込もうとしている点、もう一つは、アメリカの言うままに譲歩して、牛肉、自動車、保険において入場料を払うという点であり、当常任委員会にとっては重要な問題である。京都府の意見書は、内容としては緩いものであるが、当委員会でも上げるべきであ

る。

< 福井委員長 >

陳情の取り扱いについては、郵送依頼でもあることから聞き置く程度でどうかと考える。その上で、馬場委員の意見について、当委員会としてどう取り扱うのか、ご意見を。

< 湊委員 >

陳情としては取り上げず、別に意見書の取り扱いについて協議すべきである。

< 福井委員長 >

陳情としては聞き置く程度とする。意見書の提案についてどうか。

< 湊委員 >

各委員の意見は合致していないので、委員会としては適当ではないと考える。

< 福井委員長 >

馬場委員提案の意見書案を事務局に配付させる。(事務局配付)

< 齊藤委員 >

国が一定の方向を示そうとしているのに、足を引っ張るようなことをせず、T P Pに向けて一丸となって方向性を示していくべきである。

< 小島委員 >

3年前、当委員会でT P P参加に反対する請願を審査した際には、請願に賛成した経緯があるが、現在、国が一定の方向で動いている中である。よってT P P交渉参加後の対応に係る要望を趣旨とする意見書であれば賛同できるが、今回の意見書案には賛同しかねる。

< 福井委員長 >

以上の意見から、当委員会として意見書案をまとめるのは困難である。

< 井上委員 >

提案する趣旨について合意できる点はないか。

< 福井委員長 >

提案者に対する意見か。

< 井上委員 >

馬場委員に質したい。

< 馬場委員 >

全体的に当委員会で合意できないということであれば、具体的な改善案はなく、対応のしようがない。具体的にセンテンス等で意見がある場合については、それについて対応するのは当たり前のことである。

< 福井委員長 >

本意見書案について、当委員会では、字句等の訂正により対応するのは困難と判断し、取り上げないこととしたいという趣旨である。井上委員どうか。

< 井上委員 >

了

< 福井委員長 >

今回は取り上げないことを決定する。

6 その他

(1) 議会だよりの委員会報告事項について

< 福井委員長 >

議案審査の内容掲載ということであれば、今回は補正予算1件のみである。それに

についての掲載でよいか。正副委員長でまとめるので一任願いたい。〈了〉

(2) 議会報告会の意見対応 (5 月 2 4 日、2 8 日開催分) について

[千歳 3]

< 馬場委員 >

道路の法面については、主管課に報告しても解決しない場合がある。つまり道路の法面は地元対応で草刈りをするところが大半であり、地元対応なのか、行政で対応すべきケースなのか、主管課にその点を確認されたい。

< 齊藤委員 >

ほ場整備の関連の箇所であり、既に整備済みであったと思うが。

< 福井委員長 >

主管課に確認し、報告により整理することとする。

[大井 6]

< 湊委員 >

報告でよいのでは。

< 馬場委員 >

維持管理の必要について指摘すべき。

< 福井委員長 >

それでは主管課に報告することで対応したい。〈了〉

[千歳 5]

< 福井委員長 >

参考とする。〈了〉

[東別院 4]

< 齊藤委員 >

地元では農道の整備に鋭意進められている状況である。

< 馬場委員 >

当該道路は側面に用水路があるが、交通安全対策としては、そこを暗渠化して歩道を設置するのが最善と思われる。それができないのは水利権者への負担が問題となるからなのか。

< 小島委員 >

5、6年前には、カルバートにより完全に暗渠化せずに歩道を設置する検討がなされていたが、調整できなかった経過がある。よって齊藤委員の説明であったように、別の農道を通学路にするために、農道を整備している状況であり、馬場委員の意見のように暗渠化の対策がその後進んでいないことを考えると、参考とすべきでは。

< 福井委員長 >

参考とする。

< 菱田委員長 >

当日の回答内容について、文脈により農道と水利権が関係していると誤解されかねない。農道と水利権は別の問題であるので、文章を修正する必要がある。

< 福井委員長 >

当該箇所の表現を改める。正副委員長に一任願う。〈了〉

[吉川 4]

< 福井委員長 >

当日の回答のとおりである。参考とすることでどうか。〈了〉

< 菱田副委員長 >

調整区域の活性化については、当委員会でも今後、調査研究を深めていければと考える。

(3) 行政視察報告について

< 福井委員長 >

各委員からいただいた意見等を踏まえ、報告書をまとめたので確認願いたい。

(各委員、報告書を確認)

< 福井委員長 >

各委員ご意見を。また、広報広聴会議から議会だよりに掲載する視察報告の原稿依頼があり、委員長の所感等を 200 字以内のコメントで求められた。そのように対応するので報告しておく。

< 井上委員 >

三原市の視察項目についての私の意見中、「行政に民間の力を」を「行政が民間の力を」に修正願う。

< 馬場委員 >

各委員の意見により各視察項目に対しての評価が違う点も見受けられる。本報告を参考にして、今後の調査活動に生かしていければと考える。

< 福井委員長 >

ほかに意見等がなければ、視察報告書の字句等を精査して完成させていきたい。

< 了 >

(4) 次回の月例委員会について

< 福井委員長 >

月例開催は、第 2 月曜日を基本としているので、次回は 7 月 8 日 (月) に開催したいと考えるがいかかが。

(各委員日程確認) < 了 >

< 福井委員長 >

議題としては、上下水道部より畑野町水道未普及地域解消事業に係る行政報告、その後、決算分科会に切り替えて、決算審査に係る事務事業評価に向けた協議を行いたいと考える。各委員のご意見を。

< 湊委員 >

上下水道部の行政報告に係り、以前当委員会で請願審査を行った際、生活困窮者の状況について請願者に確認したところ、既に転居されており、残る 3 世帯ほどについては、自治会の訪問等により解決できる見込みとの回答であったと記憶している。なぜ先日、生活困窮者に係る新聞報道がされたのか。

< 日高委員 >

畑野町には大きな専用水道が二つあるが、先日の新聞報道に係る場所は、高橋区の専用水道であり、そこの給水が 5 月 30 日に止まったことによる内容である。畑野町の水道運営管理委員会に加入されていない専用水道利用者に係る内容である。専用水道が止まったというのも、運営委員会の話し合いによるものであり、行政が関係する内容ではない。

< 馬場委員 >

高橋区は水源が豊かであるため、水道を切り替える必要がないために、高橋区全体としてはあまり納得されていなかったという経過があったのか。

< 日高委員 >

120万円の分担金に反対されてきた経過がある。

<福井委員長>

月例の内容としては、先ほど提案した2項目でよいか。<了>

次回の月例開催日：7月8日(月)10:00～

内容： 畑野町水道未普及地域解消事業に係る行政報告
決算分科会に切り替えて、決算審査に向けた協議

～11:00